



副

開発行為許可通知書

※ 都市計画法第29条第1項の規定により開発行為について、下記の条件を付して許可したので通知します。

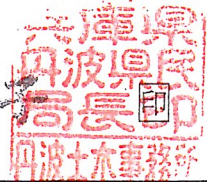
兵庫県指令丹波(丹土)(建)

第 1 - 5

号 (28 篠山)

平成 29. 2. - 6 年 月 日

兵庫県丹波県民局長 柳瀬厚



開 発 行 為 の 概 要	1. 許可申請者住所・氏名	篠山市味間新 7 1 番地 5 株式会社 T. B. T 代表取締役 田畑幸夫
	2. 開発行為に含まれる地域の名称	篠山市池上字小屋前坪 245 番 1、246 番、247 番、248 番、 246 番地先小路 256 番、258 番、V 字備後ノ坪 215 番 6、215 番 6 地先里道
	3. 開発区域の面積	6138.60 平方メートル
	4. 予定建築物等の用途	専用住宅
	5. 工事施行者住所・氏名	篠山市味間新 8 6 - 2 第一企業株式会社 代表取締役 山岡美由紀
	6. 工事着手予定年月日	平成 29 年 2 月 6 日
	7. 工事完了予定年月日	平成 29 年 9 月 1 日
	8. 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他
	9. 法第 34 条の該当号及び該当する理由	
	10. その他の必要な事項	
※付加条件	別紙のとおり	



備考 ※印のある欄は記入しないでください。

- 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄は、字、地番等、できるかぎり多く列記してください。
- 「開発区域の面積」の欄では、少数第 1 位四捨五入した数値を記載してください。
- 「予定建築物等の用途」の欄は、住宅、共同住宅、店舗、〇〇工場と具体的に列記してください。
- 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請にかかる開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 「その他の必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。
- 申請書には申請者の印鑑証明書を貼付してください。